

「付加年金」で年金受給額を少し増やせます

■付加年金とは

・国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々 400円）を納めると、老齢基礎年金を受給するときに付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料納付月数」となります。

・国民年金第1号被保険者と国民年金に任意加入されている65歳未満の方は、申し出により付加保険料400円を定額の保険料に上乘せして納めることができます。

※国民年金基金に加入している方や保険料を免除されている方は、付加保険料を納めることはできません。

■付加年金額の受給額

加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」で計算されるため、2年間付加年金を受け取ると保険料額と同額となります。つまり2年間で元金が返ってくるわけです。

例) 付加保険料を40年間(満額)納め、65歳から受給する場合

付加保険料納付額 400円×480ヵ月(40年間)=192,000円

付加年金受給額(年額) 200円×480ヵ月=96,000円

→ 年金を2年間受け取ると保険料納付額と同じ金額(192,000円)になります。

これは付加保険料を5年納めた方、10年納めた方についても同じことが言えます。

付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金で、「物価スライド制度」(増額や減額)はありません。

※付加年金は老齢基礎年金と合わせて支給されるため、繰り上げ支給または繰り下げ支給をした場合には、元となる老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

■付加年金が強制適用となる方

農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を必ず納付しなければならないことになっています。

加入については、60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。また、国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。

■納付をやめても掛け捨てになりません

付加保険料を納付している方は、いつでも任意で納付をやめることが可能です。その場合でも掛け捨てにはなりません。



障害状況確認届の提出期限延長について

障害年金を受給されている方は、日本年金機構より障害状態確認届(診断書)が送付されますので、期限までにお近くの年金事務所または役場住民生活課に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言などを踏まえ、居住地や受診する医療機関が対象地域の場合は円滑に手続きを行えないという状況も想定されるため、提出期限が延長されました。

提出期限(延長前)	令和3年2月末日	令和3年3月末日~7月末日
提出期限(延長後)	令和3年7月末日	令和3年8月末日

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812